

苅田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成28年2月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 第30回福岡県地方港湾審議会
- ・平成27年 7月 第32回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目

次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 専用埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1. 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1. 土地利用計画	4

変更理由

本港地区において、立地企業の要請に対応するため、専用埠頭計画及び土地利用計画を変更する。

南港地区において、土地利用需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

立地企業の要請に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

本港地区

水深4.5m 岸壁1バース 延長55m [新規計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

水深4.5m 岸壁1バース 延長55m [既設]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

土地利用需要の変化に対応するため、緑地を次のとおり計画する。

南港地区

緑地 13ha [既設の変更計画]

(既設
南港地区 緑地 16ha)

土地造成及び土地利用計画

立地企業の要請及び土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1. 土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
本港地区	(45) 45	(9) 9	(1) 1	(166) 166	(2) 2	(6) 12	(229) 235
南港地区	(44) 44			(385) 385	(13) 13	(4) 20	(442) 461

- 注) 1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
3. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。